

# 福島市健康管理実施計画

〈第4版〉  
令和3年4月

| 目 次                     | ページ |
|-------------------------|-----|
| 第1 経 過                  | 1   |
| 第2 実施計画                 | 1   |
| 1 現状と課題                 | 1   |
| 2 基本方針                  | 2   |
| 3 目 標                   | 2   |
| 4 計画期間                  | 2   |
| 5 健康管理事業の概要（具体的取り組み）    | 2   |
| (1) 福島市健康管理検討委員会        | 2   |
| (2) 内部被ばく検査             | 2   |
| (3) 外部被ばく検査             | 3   |
| (4) 健康診査等による生涯にわたる健康づくり | 4   |
| (5) 放射線健康管理情報のデータベース化   | 5   |
| (6) 情報提供及び健康相談          | 6   |
| 6 食の安全に関わる本市独自の検査事業     | 6   |
| 7 「県民健康調査」と本市の役割        | 7   |
| 8 計画の関連図                | 8   |

## 改定の履歴

| 年 月 日    | 内 容            |
|----------|----------------|
| 平成23年12月 | 福島市健康管理実施計画の策定 |
| 平成26年 6月 | 実施計画改訂（第2版）    |
| 平成28年 4月 | 実施計画改訂（第3版）    |
| 令和 3年 4月 | 実施計画改訂（第4版）    |

福島市

健康福祉部 保健所 保健総務課

# 福島市健康管理実施計画

## 第1 経過

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故から10年が経過しました。

この事故で放出された放射性物質は、主にヨウ素131、セシウム134及びセシウム137でした。

ヨウ素131の半減期は8日であるのに対し、セシウム134の半減期は2年、セシウム137については30年と長いため、長期にわたり放射線にさらされることとなりました。

このような中にあって、本市では、放射線の被害から市民の健康を守り、速やかな復興と災害に強いまちづくりを中長期的かつ総合的に推進するため、「福島市復興計画」並びに「ふるさと除染実施計画」を策定しました。

特に健康管理については、平成23年10月に原子力災害に対応した健康管理施策を担う部署として「放射線健康管理室」を新設し、同年12月には「福島市復興計画」の実施計画として「福島市健康管理実施計画（以下、「本実施計画」という。）」を策定しました。

これまで、平成23年9月にガラスバッジによる外部被ばく線量の測定を、11月からはホールボディカウンタによる内部被ばく検査を開始し、その後に電子式・小型軽量積算線量計を配備するとともに、平成28年2月には小児用ホールボディカウンタを東北大大学と共同開発するなど測定機器の整備と体制の強化を図り、また、放射線を正しく理解するためのハンドブックを市民に配布しました。

初版から3年が経過した平成26年6月には状況の変化と「ふくしまし健康づくりプラン2013」との整合性を図るために第2版を策定し、平成28年2月には福島市総合計画後期基本計画の策定を受け、第3版を策定しましたが、令和3年度からの第6次福島市総合計画との整合性を図る必要があることなどから、本実施計画を改訂することとしました。

## 第2 実施計画

### 1 現状と課題

令和元年12月から2年1月にかけて本市が実施した「全市放射線量測定」の結果によれば、測定した923区画の「環境放射線量」測定値の平均 $0.15\mu\text{Sv}/\text{h}$ と、平成23年6月に実施した測定値の平均 $1.33\mu\text{Sv}/\text{h}$ を比較すると、低減率は88.7%となっております。

これまでの科学的知見からは、本市の空間線量率は明らかな健康への影響を与える数値ではないものの、平成30年度に実施した新しい福島市総合計画の策定に向けた市民アンケート調査（政策調整課）においては、「復興が進んだ」、「放射線による健康不安はない」と感じている市民が半数を超える一方で、「復興が進んでいない」、「放射線による健康不安がある」といった意見も3割程度ありました。

このような状況から、復興は、着実に進展している一方、健康に対する不安や風評被害が残っており、復興は未だ道半ばと考えられます。

今後においても、正確な情報の提供・発信を続け、中長期的な視点に立って市民の健康管理や心のケアに努めることが必要になります。

## 2 基本方針

「ふくしまし健康づくりプラン2018」と連携しながら、以下の基本方針により、放射線に関する健康管理の推進を図ります。

- (1) 内部被ばく検査及び外部被ばく検査により、個人の被ばく線量の把握及び評価を行います。
- (2) 健康診査等を踏まえながら、生涯にわたる多面的な健康づくりに取り組みます。
- (3) 放射線の健康影響に関する正しい知識、線量計測と評価に関する新しい情報などを提供するため広報活動に重点的に取り組みます。  
また、不安を持つ市民の健康相談に積極的に応じ、不安の軽減及び健康増進を図ります。
- (4) 「県民健康調査」と連携し、経年的かつ総合的な相談・指導を行うなど、市民の将来にわたる健康管理を目的としてデータベース化を進めます。

## 3 目 標

市民一人ひとりが放射線についての正しい知識を持つことで健康への不安が軽減され、誤った情報に惑わされず自らの考えを持てるよう、また、検査等の支援を通して生活習慣を変え、市民自らが健やかなこころとからだづくりができるることをともに目指します。

## 4 計画期間

令和7年度までを計画期間としますが、緊急性や重要性などを勘案しながら、国・県の動向や状況の変化などにも柔軟に対応します。

## 5 健康管理事業の概要（具体的取り組み）

### (1) 福島市健康管理検討委員会

#### ① 設置目的

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による汚染を踏まえ、放射線被害から市民の健康を守り、かつ市民とともに健康不安の軽減にあたることを目的として、本市が行う放射線に関する検査、健康診査その他放射線と健康管理に関する市の施策全般について、専門的見地から広く提言等を得るため、平成23年10月17日、当委員会を設置しました。

#### ② 組織等

委員会は、委員8名以内で組織することとし、福島市放射能対策アドバイザー、福島市医師会の推薦による医師などで構成しています。

### (2) 内部被ばく検査

#### ① 目 的

市民一人ひとりの放射線による健康不安の軽減及び将来にわたる健康管理を目的として、ホールボディカウンタ（WBC）による内部被ばく検査を実施し、線量の把握と評価を行います。

## ② 対象者

- ア 福島市に居住する方
- イ 平成23年3月12日以降に福島市内から転出した方
- ウ 市外から市内の事業所又は学校等に通勤、通学している方

## ③ 実施機関及び検査方法

### ア 移動式ホールボディカウンタでの検査

- ・市所有車載型（2台）  
　　学校巡回、地区巡回、福祉施設巡回等
- ・県派遣車載型  
　　保健福祉センター常駐

### イ 病院又は公益法人等で設置するホールボディカウンタでの検査

病院や公益法人等との業務委託、業務協定により対応します。

## ④ 検査結果の取扱い等

- ア 検査結果については、検査後約1か月以内に本人に通知します。
- イ 検査結果によって検出限界を超える数値が出た場合は、再検査の案内を送付します。
- ウ 個別対応が必要な方に対しては、保健師等が直接面接を行うとともに、福島市健康管理検討委員会に諮り対応を協議します。
- エ 検査結果については、福島市健康管理検討委員会に諮り、評価を得ることとします。
- オ 今後の検査については、福島市健康管理検討委員会に諮り、必要に応じて継続します。
- カ 検査の進捗状況及び結果を、ホームページや市政だよりなどで公表します。

## (3) 外部被ばく検査

### 目的

市民一人ひとりの放射線による健康不安の軽減及び将来にわたる健康管理を目的として、個人線量計（ガラスバッジ）や電子式積算線量計による外部被ばく検査を実施し、線量の把握と評価を行います。

### ア 個人線量計（ガラスバッジ）による検査事業

#### (ア) 対象者

原則として福島市に居住する方

#### (イ) 実施方法

個人線量計（ガラスバッジ）は、本来1年間着用し年間の積算線量を測定するものですが、本市では着用する方のストレス等を考慮し、短期間で1年間を推定できるより効果的な期間として3か月の測定期間とします。

#### (ウ) 検査結果の取扱い等

- a 検査結果については、福島市健康管理検討委員会の評価を得たのち、本人に通知します。
- b 個別対応が必要な方に対しては、保健師等が直接面接を行うとともに、福島市健康管理検討委員会に諮り対応を協議します。
- c 今後の検査については、福島市健康管理検討委員会に諮り必要に応じて継続します。
- d 検査結果をホームページや市政だよりなどで公表します。

## イ 電子式積算線量計貸し出し事業

### (ア) 対象者

福島市に居住する16歳以上の方

### (イ) 実施方法

保健所並びに各支所・出張所に電子式積算線量計を配置し、希望者に貸し出します。

貸し出し期間は1週間を基本としますが、希望により延長も可とします。

### (ウ) 検査後の対応

個別対応が必要な方に対しては、医師等が直接面接を行うとともに、福島市健康管理検討委員会に諮り対応を協議します。

## ウ 小型軽量積算線量計貸し出し事業

### (ア) 対象者

原則として福島市に居住する方

### (イ) 実施方法

保健所に小型軽量電子式積算線量計を配置し、対象者に貸し出します。

貸し出し期間は最低2週間を基本とし、借受者と相談のうえ定めます。

### (ウ) 検査後の対応

個別対応が必要な方に対しては、医師等が直接面接を行うとともに、福島市健康管理検討委員会に諮り対応を協議します。

## (4) 健康診査等による生涯にわたる健康づくり

### ① 目的

市民が生涯にわたって健康で安心して暮らせるよう、「ふくしまし健康づくりプラン2018」に基づき、市民総ぐるみの健康なまちづくりを推進する「健都ふくしま創造事業」と連動し、健康診査等を活用しながら市民の健康づくりをともに進めます。

### ② 対象者及び実施方法

#### ア 母子保健法による乳幼児健康診査

心身の発育・発達を確認し、疾病の早期発見に努めるとともに子育て支援を図ります。

- ・4ヶ月児健康診査
- ・10ヶ月児健康診査
- ・1歳6ヶ月児健康診査
- ・3歳6ヶ月児健康診査

#### イ 学校保健安全法による健康診断

発達や健康状態を確認し、疾病の早期発見・早期治療に結び付けます。

- ・内科・歯科・眼科：全員
- ・耳鼻科健診：小学1年・小学3年・中学1年・高校生
- ・心電図検査：小学1年・小学4年・中学1年・特別支援全員・高校1年
- ・尿検査：全員  
(蛋白・糖・潜血)

#### ウ 高齢者の医療の確保に関する法律による健診

各医療保険者が被保険者に対しメタボリック症候群またはフレイル（健常から要介護へ移行する中間の段階）予防に着目した健康診査を行います。

- ・特定健診（国保・各医療保険者による健診）
- ・後期高齢者健診

## **エ 健康増進法による市民検診**

市民検診等を活用して、生活習慣病の予防に努め、疾病の早期発見・早期治療に結びつけます。

- ・がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺）
- ・その他の健診（骨粗鬆症・肝炎ウイルス・歯と歯ぐき）

## **オ 県民健康調査「健康診査」の拡大（県が実施）**

県の県民健康調査の一環として、19歳～39歳（健診機会のない16歳～18歳のうち申出のあった方を含む）を対象に、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療のために、健康診査を実施します。

- ・一般健康診査項目（問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査）
- ・本市独自追加項目（貧血検査・白血球数、血小板数、白血球分画検査・血清クレアチニン検査）

### **③ 検査後の対応**

検査結果は、本人に通知するとともに、検査の内容については、必要に応じて福島市健康管理検討委員会において協議します。

### **④ 放射線の健康影響を理解することによる健康づくり意識の醸成**

地域や企業などと連携し、放射線を理解するための講座等を積極的に展開するなど、市民自らが生活習慣を整え、健やかなこころとからだづくりができるよう積極的に支援します。

## **(5) 放射線健康管理情報のデータベース化**

### **① 目的**

市民の将来にわたる健康管理に役立てることを目的として、内部・外部被ばく検査等の検査結果をデータベースで管理します。

### **② データベースで保管する項目**

#### **ア 本市実施分**

- ・ホールボディカウンタによる内部被ばく検査結果
- ・ガラスバッジによる外部被ばく線量測定結果
- ・電子式積算線量計による外部被ばく線量測定結果
- ・各種検査結果に対する相談記録

#### **イ 福島県実施分（県民健康調査）**

(ア) 基本調査（評価期間、推定外部被ばく量、詳細・簡易調査の別）結果

(イ) 詳細調査

- ・甲状腺検査結果（検査日時と場所、判定結果（A1・A2・B・C）、結節・のう胞の大きさ、二次検査結果）
- ・健康診査結果（既存健診の受診機会のない市民）
- ・こころの健康度・生活習慣に関する調査結果
- ・妊娠婦に関する調査結果

## (6) 情報提供及び健康相談

### ① 目 的

市民一人ひとりが正しい知識を持つことで放射線による健康不安が軽減し、生涯にわたる健康づくりについての意識を高められるよう、また、誤った情報に惑わされず自らの考えを持てるようになることを目的とし、正確な情報の提供・発信や放射線に対する理解を深めてもらう取り組みを強化します。

また、一人ひとりの不安や疑問にきめ細かく応えるため、健康相談を実施します。

### ② 実施内容

#### ア 広報活動の強化

- ・市ホームページによる情報提供・発信
- ・市政だよりの活用
- ・ソーシャルネットワークサービスの活用
- ・マスメディアの活用
- ・パネル・ポスター展示
- ・その他

#### イ 放射線を理解するための資料の作成と配布

#### ウ 放射線と市民の健康講座

- ・放射線に関する正しい知識の普及
- ・放射線に対する健康不安に関する相談（相談専門員を配置）

#### エ こころの健康に関する事業

- ・地域における座談会、学習会及び個別相談
- ・出産、子育てに関する講演会及び個別相談

#### オ 生活習慣改善に関する事業

- ・ライフステージに合わせた健康増進に関する講座
- ・健康相談会
- ・各種団体依頼の健康講座

## 6 食の安全に関わる本市独自の検査事業

### (1) 目 的

食の安全を確保することで不安の軽減を図るとともに、風評払拭に努めることを目的とし、食品等に対する様々な検査を行い、安全であることを確認し公表する取り組みを行います。

### (2) 各種検査事業

- ① 農産物放射性物質測定（福島市地域の恵み安全対策協議会）
- ② 市場に流通する生鮮食料品等の放射性物質測定（福島市公設地方卸売市場）
- ③ すりかみ浄水場の水道水の放射性物質の調査（福島地方水道用水供給企業団）
- ④ 福島市保育所給食まるごと検査事業（幼稚園・保育課）
- ⑤ 学校給食まるごと検査事業（教育委員会教育施設管理課）
- ⑥ 市民の持ち込みによる食品の放射性物質測定（放射線モニタリングセンター）

### (3) 検査結果の公表

各種検査の実施状況や測定結果を市ホームページに掲載します。

## 7 「県民健康調査」と本市の役割

福島県では、原子力災害による放射線の影響を踏まえ、将来にわたる県民の健康を見守るために、「県民健康調査」を実施しています。

福島市は、調査実施への協力や、関連した健康診査の実施を行い、放射線に関する不安の軽減や市民の健康づくりの支援を行います。

### ■ 「県民健康調査」の概要

#### (1) 基本調査（放射線量の把握）

福島県では、東京電力福島第一原子力発電所の事故後、空間線量が最も高かった時期の放射線による外部被ばく線量を推計するため、全県民を対象に実施しています。

平成23年3月11日から平成23年7月11日までの期間中、「いつ」「どこに」「どのくらいいたか」などから外部被ばく線量を推計するものです。

#### (2) 詳細調査（健康状態の把握）

##### ① 甲状腺検査

福島県では、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、子どもたちの健康を長期に見守るために、平成4年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた県民を対象に甲状腺(超音波)検査を実施しています。

甲状腺検査は、県立医科大学と県内外の医療機関などが連携して実施し、超音波で甲状腺の画像診断を行います。

##### ② 健康診査

福島県では、県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなぐことを目的に、避難区域等の住民及び「基本調査」の結果必要と認められた方を対象として健康診査を実施しています。

##### ③ こころの健康度・生活習慣に関する調査

福島県では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の体験やこれらの災害による避難生活により、多くの方が不安やストレスを抱えていることから、県民のこころやからだの健康状態と生活習慣などを正しく把握し、一人ひとりに寄り添った保健・医療・福祉に係る適切なケアを提供することを目的に、避難区域等の住民及び「基本調査」の結果必要と認められた方を対象として開始しました。

これまでの調査結果を踏まえ、引き続きこころの健康状態及び生活習慣の推移を見守り、継続して支援を行うことを目的とし、こころの健康度・生活習慣に関する調査を実施しています。

##### ④ 妊産婦に関する調査

福島県では、子どもを産み育てようとする妊産婦の現状、こころや身体の健康度、意見・要望等を把握することにより必要なケアを提供して不安を軽減するとともに、今後の福島県内の産科・周産期医療の充実へつなげていくことを目的として、県内各市町村において母子健康手帳を交付された方、または福島県外から母子健康手帳を交付された方のうち県内で妊婦健診を受診し分娩した方（いわゆる里帰りをした方）を対象に妊産婦に関する調査を実施しています。

担当 福島県保健福祉部 県民健康調査課

## 8 計画の関連図

